平成20年度から

健康診断の方法・内容が変わります

平成20年度から特定健診・特定保健指導が始まります。

平成19年度まで町が老人保健法に基づいて実施してきた「基本健康診査」は、法の改正により平成20年度から、それぞれの医療保険者（市町村国保・健保組合・国保組合・政府管掌健康保険・共済組合など）が実施主体となる「特定健診・特定保健指導」に変わります。（南三陸町の国保加入者は従来どおり町が行います。）

特定健診は、従来の健診項目にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）及びその予備群の減少を目的とした腹囲測定など、新たな検査項目が追加された健診です。また、**特定保健指導**は、健診結果のレベルにあわせた保健指導で、生活習慣の改善を支援します。

なお、町で実施してきたがん検診等は従来どおり実施します。各種健診内容と対象年齢は、表をご覧ください。

各種健診一覧

対象年齢	健診等の内容		
16歳～39歳	【循環器健診】 これまでと同様に希望者は町の健診が受けられます。		
40歳～64歳	【特定健診・特定保健指導】 **国保加入者の場合**　40歳から74歳までの国民健康保険（国保）に加入するすべての方が対象です。これまで同様に町で健診が受けられます。 **国保加入者以外の社会保険等**　国保加入者以外の社会保険等（政府管掌保険・健康保険組合・共済組合等）加入者及びその被扶養者の方については、加入しているそれぞれの社会保険等から「特定健康診査」受診についての連絡がありますので、その内容を確認して「特定健康診査」を受けることとなります。		【肺がん検診】 胸部レントゲン間接撮影・肺がん読影と喀痰（かくたん）検査を行います。 【肝炎ウィルス検査】 ①40歳②41歳から75歳までの希望者が対象です。
65歳～74歳		【生活機能評価検査】 介護保険の第１号被保険者(要介護者を除く。)の方を対象に介護予防のための生活機能評価を行います。 【結核検査】 胸部レントゲン間接撮影を行います。	
75歳～	【後期高齢者健診】 後期高齢者医療制度（県広域連合で実施）に移行することに伴い、健診は「受診券」が発行された方については、これまで同様に受診できる予定です。		

※対象年齢は、平成21年４月１日現在の満年齢、生活機能評価検査は検査時の満年齢です。
※１月下旬に平成20年度のがん検診等申込書を全世帯へ配布しますので、検診の申し込みを忘れずにお願いします。

問い合わせ　保健福祉課 健康増進係　☎46-5113
歌津総合支所 健康福祉課 健康推進係　☎36-9110
町民税務課 医療給付係　☎46-1373

「はたちの献血」キャンペーン中 献血にご協力ください

献血車「いずみ号」が来町します。冬季の血液の安定確保のために皆さんのご協力をお願いします。

１～２月は「はたちの献血」キャンペーン期間です。20歳の皆さんは、記念に献血のご協力をいただけませんか？

◇期日　１月22日(火)
◇場所（受付時間）
・南三陸合同庁舎（午前10時～午後１時）
・志津川保健センター（午後２時30分～午後４時）
◇献血種類　全血献血（200または400ミリリットル）
※はじめての方は、運転免許証、健康保険証、学生証など本人の確認ができるものを持参してください。
※ご協力いただいた方には記念品を差し上げます。
◇問い合わせ　志津川保健センター　☎46-5113

宮城県産業別最低賃金が改正されました

地域別最低賃金	時間額	効力発生日
宮城県最低賃金	**639円**	平成19年10月20日（土）

宮城県産業別最低賃金	時間額	効力発生日
鉄　鋼　業	**748円**	平成19年12月15日（土）
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	**719円**	
自動車小売業	**722円**	

平成19年度の宮城県最低賃金は、それぞれ上記の金額に引き上げとなりました。

詳しいことは、宮城労働局労働基準部賃金室（☎022-299-8841）または、最寄りの労働基準監督署まで、お問い合わせください。

◇問い合わせ　石巻労働基準監督署　☎0225-22-3365

守ろう！　確かめよう！　この最低賃金

介護保険の要介護認定を受けた方へ

所得税等で障害者控除を受けるための障害者控除対象者認定書を交付します

所得税及び町県民税における障害者控除の対象者は、原則として身体障害者手帳等の交付を受けている方ですが、65歳以上で要介護認定を受けているなどの方で、かつ次のいずれかに該当する方も、町に申請し「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた場合はこれに準じて対象となります。

◇対象者　65歳以上で要介護認定を受けているなどの方で、かつ下表のいずれかに該当する方

◇申請方法　各保健センターに備え付けの「障害者控除対象者等認定申請書」に必要事項を記入し、保健福祉課（志津川保健センター内）または歌津総合支所 健康福祉課（歌津保健センター内）に提出してください。

◇費用　無料
※申請しても、基準に満たない場合は交付されません。

障害の理由等			
障害者	特別障害者	知的障害者（軽度・中度）に準ずる方	身体障害者（３級～６級）に準ずる方
		知的障害者（重度）などに準ずる方	身体障害者（１級・２級）に準ずる方
		常に就床を要し、複雑な介護を要する状態の方（ねたきり高齢者）	

所得税等で医療費控除を受けるためのおむつ使用確認書を交付します

所得税及び町県民税における申告で、おむつ代の医療費控除を受けるときに必要な「おむつ使用確認書」を交付します。

◇対象者　次の①から③の要件をすべて満たす方
①介護保険の要介護認定を受けている方
②介護保険主治医意見書に所定の記載がある方
③昨年もおむつ代の医療費控除を受けている方
※要介護認定を受けていない方、要介護認定を受けていても初めておむつ代の医療費控除を受ける方は、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

◇申請方法　各保健センターに備え付けの「おむつ代の医療費控除に係る確認申請書」に必要事項を記入し、保健福祉課（志津川保健センター内）または歌津総合支所 健康福祉課（歌津保健センター内）に提出してください。

◇費用　無料

問い合わせ　保健福祉課 高齢者福祉係（志津川保健センター内）☎46-5113

後期高齢者医療保険料率が決まりました!

平成20年４月から**75歳以上の方**及び**寝たきり等の障害のある65歳以上の方**を対象とした新しい**「後期高齢者医療制度」**が始まることに伴い、昨年11月に開催された広域連合議会において、次のとおり後期高齢者医療保険料率が決定しましたのでお知らせします。

後期高齢者医療保険料率

区　分	計　算　方　法
所得割（応能割）①	（前年中の総所得金額等－33万円）×7.14%
均等割（応益割）②	被保険者一人当たり　38,760円
賦課限度額	50万円

○年額保険料は上の表で計算した「所得割①」と「均等割②」の合計額となります。（ただし、50万円を超える場合は賦課限度額50万円となります。）
○平成20年度及び21年度の２年単位で財政運営を行うことになるため、２年間同じ保険料率になります。
○被保険者となる皆さんへの保険料額の通知は、制度が始まる４月以降になる予定です。

問い合わせ
宮城県後期高齢者医療広域連合　☎ 022-266-1021　FAX 022-266-1031
町民税務課 医療給付係　☎ 46-1373　FAX 46-5348

荒砥小学校・清水小学校 閉校式を行います

荒砥小学校と清水小学校は、平成20年４月に志津川小学校と統合され、３月末をもって閉校となります。

両校では、次のとおり閉校式を開催しますので、お知らせいたします。

荒砥小学校

◇日時　２月２日(土) 午前10時
◇場所　荒砥小学校体育館

清水小学校

◇日時　２月10日(日) 午前10時
◇場所　清水小学校体育館
※詳しくは、各学校へお問い合わせください。

問い合わせ
荒砥小学校　☎46-3655
清水小学校　☎46-3635